

# 岐阜県公報

第二千五百七号  
平成二十五年十二月二十日

(金曜日)

## 目次

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

(警務課) 八三二<sup>ページ</sup>

告示

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 八三二

土砂災害特別警戒区域の指定

(同) 八三二

道路の区域変更

(道路維持課) 八三三

道路の供用開始

(同) 八三三

公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 八三四

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 八三四

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

(高齢福祉課) 八三四

介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

(同) 八三五

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

(同) 八三五

介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

(同) 八三五

介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

(同) 八五六

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業流通課) 八二六

家畜商講習会の開催

(畜産課) 八二六

建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

(建設政策課) 八二九

公共測量の実施

(用地課) 八二九

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 八二九

土岐都市計画の図書の縦覧

(同) 八三一

開発行為の工事の完了

(建築指導課) 八三一

正誤

岐阜県重要文化財の指定中訂正

(社会教育文化課) 八三一

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

平成二十五年十二月二十日

公安委員会規則

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県公安委員会

委員長 古田善伯

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県警察組織規則の一部を改正する規則

岐阜県警察組織規則（昭和六十三年岐阜県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第八条第十二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、平成二十六年一月三日から施行する。

告示

岐阜県告示第五百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田肇

区域の名称

区域の所在地

区域の表示

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

宮ヶ洞1	高山市下切町宮ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ヶ洞2	高山市下切町宮ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ヶ洞3	高山市下切町宮ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野	高山市中切町上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑葉ヶ谷1	高山市中切町桑葉ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
桑葉ヶ谷2	高山市中切町桑葉ヶ谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三枝	高山市下切町芦谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小瀬1	高山市朝日町小瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小瀬2	高山市朝日町小瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮ヶ洞1	高山市下切町宮ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ヶ洞2	高山市下切町宮ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ヶ洞3	高山市下切町宮ヶ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上野	高山市中切町上野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	板白鳥取線	郡上市白鳥町大島字柳原一六七番一地从先から同市同地先まで	前 一四・三 一五・六	一四・三 一五・六	五・一	
		同市同地先まで	後 一四・三 一五・六	一四・三 一五・六	五・一	

岐阜県告示第五百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	区域の変更又は告示年月日（ほか）
県道	小下坂呂線	下呂市萩原町跡津字築田一四一番一地从先から同市同地先まで	一五・〇	平成二五・一二・一〇	平成二五・一二・一六
		字庄田一三九四番一地从先まで			

岐阜県告示第五百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	区域の変更又は告示年月日（ほか）
一般国道	百五十七号	本巣郡北方町朝日町一丁目二六番地先から同郡同町北方字春日一一番一地从先まで	三三・〇	平成二五・一二・二三	平成二五・一二・二〇

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人心と心のオアシス

三 代表者の氏名 寺澤 真紀

四 主たる事務所の所在地 岐阜県不破郡垂井町綾戸一〇三四番地の九

五 定款に記載された目的 この法人は、地域の要援助者の社会参加を推進し、住民のボランティア活動への参加を啓発する事業を行うことにより、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十五年十二月六日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人はだし工房共同作業所

三 代表者の氏名 古谷 春子

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市笠原町一六四七番地の七八八

五 定款に記載された目的 この法人は、地域に生活する重度の障害を持つ人に対して、軽作業や文化活動を通して日中の生活への支援と

充実に関する事業を行い、障害者福祉に対する理解と前進に寄与することを目的とする。

介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十一条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定期日
合同会社花実	リハビリデイサービスちあき	岐阜県羽島市小熊町島二丁目一三三	通所介護	平成二五・二・一
特定非営利活動法人まめなかな	デイサロンまめなかな	岐阜県高山市赤保木町九六九一	通所介護	平成二五・二・一
合同会社道心会	デイサービス喫茶去くわばら	岐阜県羽島市桑原町小藪一四三一番地一	通所介護	平成二五・二・四
有限会社フアースト	デイサービス花の木くはしめ	岐阜県羽島市駅北本郷土地区画整理事業地内仮換地二九街区三画地四画地	通所介護	平成二五・二・二
株式会社YU KAI GO	訪問介護ステーション 住ま居る	岐阜県多治見市新町一二三多治見市産業文化センター一二階B室	訪問介護	平成二五・二・一



介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第百十五条の第十二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社栄豊 OTOKAI	デイサービス センターふ るさと おふ くろ苑	岐阜県高山市上岡本町二丁目四八八番地	介護予防 通所介護	平成 二五・二・一〇
株式会社快G OTOKAI	訪問介護ステ ーション住ま 居る	岐阜県多治見市新町一丁目二 三多治見市産業文化センター 二階B室	介護予防 訪問介護	平成 二五・二・一

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十五年十二月二十日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）パロー大垣中ノ江店

大垣市中ノ江二丁目三番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四条の二第一項の規定により家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 開催の期日及び場所

平成二十六年二月四日（火）及び同月五日（水）

岐阜市六条大溝四丁目四番七号 岐阜県家畜商協同組合事務所二階研修指導室

二 講習科目及び時間

家畜の取引に関する法令 四時間

家畜の品種及び特徴 四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

三 受講手続

受講希望者は、受講申込書（別記様式第一号）に写真（申込み六か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向、無背景、縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）を貼付して提出すること。ただし、家畜商法施行規則（昭和三十七年農林省令第四号）第四条各号に掲げる特別な資格を有する者で、家畜商法施行令第一条の四第一項ただし書の規定により講習時間の特別措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特別措置適用申請書（別記様式第二号又は別記様式第三号）に、獣医師の免許を受けている者にあつては獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）第七条第二項の獣医師免許証の写しを、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十八条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

四 受講手数料

三千七百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受講申込書に貼付し、納付すること  
(消印しないこと。)

五 受講申込書の提出先及び受付期間

1 提出先

住所地为所管する農林事務所

2 受付期間

平成二十六年一月 六日(月)から  
同 月二十七日(月)まで

六 その他

この講習会について不明な点は、各農林事務所農業振興課まで問い合わせる。

別記様式第1号

写真  
横2.4cm  
縦3.6cm

岐阜県収入証紙  
貼付欄  
(3,700円)

平成26年 月 日

岐阜県知事 様

住 所  
電話番号  
ふりがな  
氏 名  
生年月日 年 月 日 印

平成26年度家畜商講習会受講申込書

家畜商法第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)



別記様式第2号  
(獣医師用)

講習時間の特別措置適用申請書

平成26年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
氏名  
印

家畜商法施行規則第4条第1号に該当するため、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特別措置を受けたいので、獣医師法第7条第2項の獣医師免許証の写しを添えて申請します。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)

別記様式第3号  
(家畜人工授精師用)

講習時間の特別措置適用申請書

平成26年 月 日

岐阜県知事 様

住所  
氏名  
印

家畜商法施行規則第4条第2号に該当するため、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特別措置を受けたいので、家畜改良増殖法第18条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて申請します。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)



建設業法に基づく建設業者の営業停止処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業停止処分を行ったので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十五年十二月二十日	株式会社 シンワ	岐阜市千石六一四番地の五七	代表取締役 高田勝実	建設業の許可番号及び許可を受けた業種	岐阜県知事許可（般一四）第一〇一〇〇六号 電気、管、機械器具設置、水道施設工事業	処分の原因となつた事実及び処分の内容
<p>平成二十五年八月二十八日、株式会社シンワ及び同社従業員について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定したことによる営業停止処分</p> <p>ただし、建設業の営業全部について、平成二十五年十二月二十四日から十二月二十六日までの三日間に限る。</p>						

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により坂祝町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関 坂祝町
  - 二 作業種類 公共測量（デジタル空中写真撮影、数値地形図修正）
  - 三 作業期間 平成二十五年十一月二十九日から同 二十六年三月二十日まで
  - 四 作業地域 加茂郡坂祝町
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 平成二十五年十二月二十日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 調査を行った者の名称 飛驒市
  - 二 調査を行った地域 岐阜県飛驒市古川町黒内の一部（黒内）（）
  - 三 調査を行った期間 平成二十二年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛驒市(古川町黒内の一部)の地籍図

岐阜県飛驒市(古川町黒内の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十二月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

岐阜県飛驒市河合町有家の一部(有家)(一)

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛驒市(河合町有家の一部)の地籍図

岐阜県飛驒市(河合町有家の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十二月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

岐阜県飛驒市河合町有家の一部(有家)(一)

三 調査を行った期間

平成二十二年から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛驒市(河合町有家の一部)の地籍図

岐阜県飛驒市(河合町有家の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十二月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

飛驒市

二 調査を行った地域

岐阜県飛驒市宮川町打保の一部(打保)(一)

三 調査を行った期間

平成二十二年から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛驒市(宮川町打保の一部)の地籍図

岐阜県飛驒市(宮川町打保の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十二月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市神岡町山田の一部（山田）（一）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（神岡町山田の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（神岡町山田の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十二月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

飛騨市

二 調査を行った地域

岐阜県飛騨市神岡町横山の一部（横山）（一）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市（神岡町横山の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（神岡町横山の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十二月二十日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

揖斐郡池田町

二 調査を行った地域

岐阜県揖斐郡池田町大字般若畑の一部（般若畑）

三 調査を行った期間

平成二十二年から平成二十四年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県揖斐郡池田町（大字般若畑の一部）の地籍図

岐阜県揖斐郡池田町（大字般若畑の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十五年十二月二十日

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画用途地域

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十五年十二月二十日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公共施設の種類	公共施設の位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第九四号の一四 平成二五・八・一	瑞穂市古橋字若宮一五八〇番一、一五八〇番三及び一五八一番一	道路	開発登録簿による	岐阜市西改田上の町三五番地三 株式会社丸重不動産 代表取締役 鬼頭 伸幸
同岐西建築第八九号の三 同二五・一〇・九	不破郡垂井町綾戸字荒越八九〇番三の一部	道路	同	不破郡垂井町一五二九番地の一 株式会社泉不動産 代表取締役 吉野 孝澄
同岐西建築第九〇号の四 同二五・一〇・二	安八郡神戸町大字神戸字大円坊一一七番五及び一一八番一	道路	同	安八郡神戸町大字川西五二二番地 林 幸一

正 誤

(原稿誤り)

平成二十五年十一月二日第二千四百九十三号 岐阜県重要文化財の指定（岐阜県教育委員会告示第四号）七二〇頁上段の表中「五一七」は、「五一九」の誤り。

平成二十五年十二月二十日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社